

証券コード 7538
2026年6月8日

株 主 各 位

大阪市福島区野田一丁目1番86号
大阪市中央卸売市場内株式会社 大 水
代表取締役社長執行役員 山橋英一郎

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページのご案内に従って、2026年6月26日（金曜日）午後4時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区野田二丁目13番9号
大水野田ビル3階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第91期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
議 案

取締役7名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。電子提供措置に関する事項は以下のとおりです。

当社ウェブサイト
株主総会ページ

<https://www.daisui.co.jp/ir/news/>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7538/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大水」又は「コード」に当社証券コード「7538」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

以上

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の企業集団の現況に関する事項の「企業集団の主要な事業セグメント」、「主要な営業所及び使用人の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- ・事業報告の株式に関する事項の「事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」
- ・事業報告の会社役員に関する事項の「補償契約に関する事項等」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」、「その他会社役員に関する重要な事項」、「各社外役員の主な活動状況等」、「責任限定契約に関する事項」、「社外役員の報酬等の総額」、「記載内容についての社外役員の意見」
- ・事業報告の「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ・監査報告の「会計監査人の監査報告書 謄本」

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月29日(月)
午前10時




インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日(金)
午後4時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月26日(金)
午後4時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)により議決権を行使された場合において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

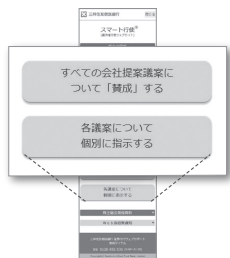
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

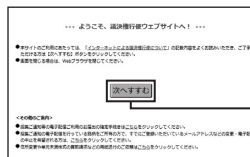
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

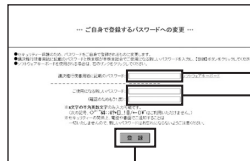
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名減員のうえ、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当
1	山 橋 英 一 郎 【再任】	代表取締役社長執行役員
2	湯 上 信 元 【再任】	取締役常務執行役員営業部門統括兼海外販売部長
3	金 岡 正 倍 【再任】	取締役上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長
4	三 谷 拓 己 【再任】	取締役上席執行役員経営企画室担当
5	西 山 康 成 【再任】	取締役執行役員管理部門統括
6	松 葉 知 幸 【再任】 【社外】 【独立】	社外取締役
7	谷 内 満 【再任】 【社外】	社外取締役

【再任】再任取締役候補者 【社外】社外取締役候補者

【独立】証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>【再任】</p> <p>やま はし えい いち ろう 山 橋 英 一 郎 (1956年11月23日生)</p>	<p>1980年 4月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社 2009年 6月 同社執行役員業務用食品部長 2011年 3月 同社執行役員食品事業副執行、業務用食品部長 2016年 6月 当社取締役常務執行役員 2018年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当 2019年 6月 当社代表取締役社長執行役員 2022年 6月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長 2025年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p>	130,803株
<p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>山橋英一郎氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、当社の代表取締役社長執行役員として、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p>【再任】</p> <p>ゆ がみ のぶ もと 湯 上 信 元 (1959年8月27日生)</p>	<p>1983年 4月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社 2006年 3月 同社関西水産営業部長 2009年 6月 当社執行役員営業本部長補佐 2010年 4月 当社常務執行役員営業本部長 2013年 1月 株式会社大分水産取締役（現任） 2013年 6月 当社取締役執行役員営業本部長 2015年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2019年 5月 株式会社京都興産取締役（現任） 2019年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当 2022年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当 2024年 3月 当社取締役常務執行役員営業本部長補佐兼経営企画室担当兼海外販売部長 2024年 5月 株式会社別府魚市取締役会長（現任） 2025年 4月 当社取締役常務執行役員営業部門統括兼経営企画室担当兼海外販売部長 2025年 6月 当社取締役常務執行役員営業部門統括兼海外販売部長（現任）</p>	51,498株
<p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>湯上信元氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	【再任】 かな おか まさ ひろ 金 岡 正 倍 (1962年9月8日生)	1988年 2月 神戸海産物株式会社入社 2012年 4月 当社大阪本場支社鮮魚3部長 2018年 6月 当社執行役員大阪本場支社鮮魚3部長 2019年 4月 当社執行役員大阪鮮魚副統括兼大阪本場支社鮮魚3部長 2021年 3月 当社執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長 2021年 6月 当社上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長 2024年 6月 当社取締役上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長(現任)	30,733株
	<u>取締役候補者とした理由</u> 金岡正倍氏は、長年にわたり市場営業部門に従事し、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者としたしました。		
4	【再任】 み たに たく み 三 谷 拓 己 (1962年12月28日生)	1985年 4月 日本水産株式会社(現株式会社ニッスイ)入社 2012年 4月 同社名古屋支社長 2020年 3月 同社大阪支社長 2020年 6月 当社社外取締役 2020年 6月 日本水産株式会社(現株式会社ニッスイ)執行役員大阪支社長 2022年12月 同社執行役員関西支社長 2025年 3月 同社執行役員特命事項担当 2025年 6月 当社取締役上席執行役員経営企画室担当(現任)	5,553株
	<u>取締役候補者とした理由</u> 三谷拓己氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、経営企画部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>【再任】</p> <p>にし やま やす なり 西山 康成 (1971年7月20日生)</p>	<p>1994年4月 当社入社</p> <p>2020年3月 当社管理本部経理部長</p> <p>2022年7月 当社管理本部副本部長兼事務管理部長</p> <p>2023年3月 当社管理本部副本部長</p> <p>2023年6月 当社執行役員管理本部副本部長</p> <p>2024年6月 当社取締役執行役員管理本部部長</p> <p>2025年4月 当社取締役執行役員管理部門統括兼経営管理部長</p> <p>2026年4月 当社取締役執行役員管理部門統括（現任）</p>	21,883株
<p><u>取締役候補者とした理由</u></p>			
<p>西山康成氏は、長年にわたり管理部門の業務に従事し、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者いたしました。</p>			
6	<p>【再任】 【社外】 【独立】</p> <p>まつ ば とも ゆき 松 葉 知 幸 (1951年3月10日生)</p>	<p>1978年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）</p> <p>1981年4月 松葉法律事務所設立</p> <p>2002年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2003年7月 特定非営利活動法人消費者ネット関西理事</p> <p>2004年4月 日本弁護士連合会代議員</p> <p>2008年4月 近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会委員長</p> <p>2009年4月 大阪弁護士会司法改革推進本部本部長代行</p> <p>2009年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2012年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2012年6月 特定非営利活動法人消費者ネット関西理事長（現任）</p> <p>2015年4月 大阪弁護士会会長</p> <p>2015年4月 日本弁護士連合会副会長</p> <p>2025年5月 事務所名をフェニックス法律事務所に変更</p>	一株
<p><u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u></p>			
<p>松葉知幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、引き続き会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能を強化できるものと判断したため、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、独立した客観的観点から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	<p>【再任】 【社外】</p> <p>たに うち みつる 谷 内 満 (1970年5月13日生)</p>	<p>1993年4月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）入社 2015年3月 同社大阪支社食材営業部長 2018年3月 同社水産事業第二部長 2019年3月 同社水産事業第一部長 2023年3月 同社広域営業本部副本部長 2024年6月 同社執行役員水産事業副執行、養殖事業推進部管掌 2025年3月 同社執行役員関西支社長 2025年6月 当社社外取締役（現任） 2026年3月 株式会社ニッスイ執行役員関西支社長、中部支社・中四国支社・九州支社管掌（現任）</p>	一株
<p><u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</u></p> <p>谷内満氏は、社外取締役候補者であります。同氏は水産業界での豊富な経験に基づき、引き続き社外取締役として、当社経営に対するご意見やご指導が当社の発展に寄与できるものと期待したため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の取締役等の選解任に関する事項などについて、客観的観点から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 谷内満氏は、株式会社ニッスイの執行役員関西支社長、中部支社・中四国支社・九州支社管掌であります。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松葉知幸氏及び谷内満氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松葉知幸氏が17年、谷内満氏が1年となります。
3. 松葉知幸氏及び谷内満氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第23条第2項の規定により、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における水産流通業界については、生鮮水産物の水揚げ状況は、サンマ、イカなど一部魚種で好転が見られたものの、その他の魚種では年間を通じて低調に推移しました。また、輸入水産物はカニ、サバ、タコなどの数量は減少しましたが、継続的な円安基調を背景に輸入魚の価格は高値圏で推移したことで、輸入金額は前年を上回りました。

需要面におきましては、訪日客による消費の下支えもあり外食需要は堅調に推移しました。一方で、物価上昇に伴う実質所得の伸び悩みもあり、消費者の節約志向は根強く内食需要は力強さを欠いた状況が続きました。

当連結会計年度の経営成績については、売上高は単価高の影響もあり概ね順調に推移し1,057億70百万円（前期比6.5%増）となりました。

損益面では、人件費・諸物価の高騰の影響により固定費が増加したものの、売上高の増加に伴う売上総利益の増加により営業利益は8億99百万円（前期比32.1%増）、経常利益は10億54百万円（前期比27.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用を3億20百万円計上したこと等により7億30百万円（前期比38.6%減）となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

【水産物販売事業】

市場営業部門においては、鮮魚関係でサンマやイカの漁獲量が増えたことなどにより、取扱金額が増加しました。また、養殖マグロ、タイ、サーモン、天然ブリ類などについても、取扱数量が堅調に推移したことで、取扱金額が増加しました。一方、カキ、ホタテなどの貝類、ウニ、秋鮭は海水温上昇など海洋環境の変化により入荷が不安定となり、取扱数量及び金額は減少しました。塩冷関係では鮭鱒、塩サバ、チリメン・シラスの販売単価が上昇したことで取扱金額が増加した一方、凍魚類及びカニは取扱数量及び金額が減少しました。

市場外営業部門では、サバを中心とした海外向け冷凍魚の販売や、国内加工メーカー向けスリミの販売が好調に推移しました。

これらの結果、売上高は1,055億40百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益は10億36百万円（前期比25.0%増）となりました。

【冷蔵倉庫等事業】

売上高については、保管料収入の増加により2億86百万円（前期比8.5%増）となり、セグメント利益は25百万円（前期比242.1%増）となりました。

セグメントの概況

(単位：百万円)

事業セグメント	売上高	営業利益
水産物販売事業	105,540	1,036
冷蔵倉庫等事業	286	25
計	105,826	1,062
調整額	△56	△162
合計	105,770	899

- (注) 1. 売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。
2. 営業利益の調整額は主に各セグメントに配分していない全社費用であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2022年度 第 88 期	2023年度 第 89 期	2024年度 第 90 期	2025年度 第91期(当期)
売上高	98,458	98,460	99,302	105,770
経常利益	598	998	824	1,054
親会社株主に帰属する当期純利益	701	1,009	1,189	730
1株当たり当期純利益	52円46銭	75円00銭	87円92銭	53円71銭
純資産	8,232	10,042	11,457	12,842
総資産	22,488	24,745	24,840	28,371
1株当たり純資産額	613円68銭	744円46銭	845円39銭	942円78銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループは、「自然の恵みに感謝し、古（いにしえ）からの食文化を守り、新たな食の創造に挑戦する」という企業理念のもと、水産物を中心とした食品流通事業を展開しております。

水産業界を取り巻く環境は、天然魚・養殖魚を含む水産資源の供給が不安定なものとなっております。輸入水産物は価格上昇が続き、日本の買い負け状態も広がっております。また、物流費や人件費をはじめとした各種コストの上昇、人手不足の深刻化、小売業界における競争激化など、事業環境は大きく変化しております。

一方で、健康志向の高まりなどを背景に、水産物の持つ価値への関心は引き続き高く、多様化する消費者ニーズへの対応力がこれまで以上に求められております。

このような環境のもと、当社グループは、「前を向き、スピードをもって構造改革を進める」を基本方針として掲げ、従来のやり方を踏襲することなく、仕組みを変え、新しいことを実行し、将来を見据えた事業基盤の強化に取り組んでまいります。

具体的には、組織的な調達力・営業力の強化を重点課題と位置づけ、取組先や調達ルートの拡大、市場営業部門と外販部門との連携強化、顧客ニーズを起点とした提案型営業の推進などに取り組んでまいります。また、仕入先や取引先との連携を強化し、原料から加工・販売までを意識した付加価値の高い商品・サービスの提案を進めることで、競争力と収益力の向上を図ってまいります。

物流面におきましては、2024年問題以降の輸送環境の変化への対応が重要性を増しており、当社グループにおきましても、物流機能の効率化や在庫管理の高度化を進め、安定的な供給体制の維持・強化に努めてまいります。

生産性向上への取組としては、業務の集中と選択、適材適所の人員配置、複数担当制や多能工化の推進などを進め、効率的で柔軟な組織体制の構築を図ってまいります。

また、人材育成を重要な経営課題と位置づけ、教育・研修の充実、人事制度の活用、キャリア形成支援などを通じ、社員一人ひとりの成長と組織力向上に取り組んでまいります。

さらに、IT活用や業務のデジタル化につきましては、今後の重要な経営課題の一つと認識しており、業務効率化や情報活用力の向上に向けた環境整備を進めてまいります。また、AI技術やRPAなど新たな技術につきましても、社内での活用方法を検討しながら、業務への導入を図ってまいります。

当社グループは、2026年度を初年度とし、2030年に「活き活きと水産物の価値をお客様に提供し続ける企業」を目指す新たな中期経営計画の策定を進めております。変化する事業環境への対応力を高めるとともに、持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

1-5. 重要な子会社の状況

会社名	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社京都興産	100.0	水産物販売事業
丸魚食品株式会社	100.0	水産物販売事業
株式会社大分水産	100.0	水産物販売事業
株式会社別府魚市	100.0	水産物販売事業
大阪東部冷蔵株式会社	100.0	冷蔵倉庫事業

1-6. 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高 百万円
農林中央金庫	1,550
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
三井住友信託銀行株式会社	500

(注) 借入残高には、当社が発行した社債の引受残高が含まれております。

1-7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行うこととしております。内部留保につきましては、経営体質の強化と将来の事業展開に備えることといたします。

剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、上記政策に基づき取締役会で配当を決議しております。

なお、当事業年度の期末配当については、通常配当を1株あたり1円増額し、7円とすることを決議いたしました。

2. 株式に関する事項

上位10名の株主の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 47,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,774,819株
- (3) 株主数 4,402名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ニッスイ	4,303 ^{千株}	31.59 [%]
株式会社極洋	1,180	8.66
農林中央金庫	694	5.09
大水従業員持株会	480	3.52
二チモウ株式会社	450	3.30
中部水産株式会社	259	1.90
寶船冷蔵株式会社	225	1.65
利州株式会社	215	1.58
大起産業株式会社	196	1.44
水野直明	160	1.17

- (注) 1. 持株比率は自己株式（152,572株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 会社役員状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
山橋英一郎	代表取締役 社長執行役員		
湯上信元	取締役 常務執行役員	営業部門統括兼 海外販売部長	株式会社京都興産 取締役 株式会社大分水産 取締役 株式会社別府魚市 取締役会長
児島 實	取締役 常務執行役員	大阪本場支社長	
金岡正倍	取締役 上席執行役員	神戸支社長兼 神戸東部支社長	
三谷拓己	取締役 上席執行役員	経営企画室担当	
西山康成	取締役 執行役員	管理部門統括兼 経営管理部長	
松葉知幸	取締役		弁護士（フェニックス法律事務所）
谷内満	取締役		株式会社ニッスイ 執行役員関西支社長、 中部支社・中四国支社・九州支社管掌
齋藤守	常勤監査役		
百々季仁	監査役		公認会計士 株式会社エースアドバイザー 代表取締役
田中豊	監査役		株式会社極洋 取締役大阪支社長

- (注) 1. 取締役松葉知幸氏及び谷内満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役齋藤守氏、百々季仁氏及び田中豊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。
 5. 株式会社京都興産、株式会社大分水産及び株式会社別府魚市は、当社の子会社であります。
 6. 当社は、株式会社ニッスイ及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
 また、当社は、フェニックス法律事務所及び株式会社エースアドバイザーとの間には記載すべき特別の関係はありません。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	8名	143 (77)	36 (13)	17 (17)	197 (108)
監査役	3名	21 (21)	—	—	21 (21)
計	11名	165 (98)	36 (13)	17 (17)	218 (129)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めて計算しておりますが、使用人分給与を含めない取締役の報酬等の額についても () 内に記載しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第84回定時株主総会において年額3億30百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めております。
3. 非金銭報酬等は、当社の普通株式にかかる譲渡制限付株式報酬であります。2021年6月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額3億30百万円の範囲内にて、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1987年6月26日開催の第52回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

3-3. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の業績指標は、事業年度ごとの営業利益及び経常利益であります。その理由は、当社グループが策定した経営計画において、収益性判断の重要な指標として当該指標を位置付けているためであります。業績連動報酬等の額の決定方法については、当該指標に基づき指名・報酬委員会が審議し、取締役会に答申し決定しております。また、その算定方法については、当社規定により定められた各職位の支給基礎額に対し、当該指標を基礎として計算した係数を乗じることで算出しております。なお、業績指標の目標については具体的に定めておりませんが、当事業年度に係る業績連動報酬等の算定に用いた業績指標の実績は、直近1年間の当該指標でありました。

3-4. 非金銭報酬等に関する事項

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該譲渡制限付株式報酬として交付した株式の状況は、「2-i. 事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項」に記載のとおりであります。

3-5. 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月20日であり、同日開催の第84回

定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（この報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）。なお、当該定めに係る取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月24日開催の第86回定時株主総会において、上記の取締役の報酬年額3億30百万円の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、その割り当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年130,000株を上限として決議いただいております。なお、当該定めに係る取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。

監査役の報酬等については、監査役の協議により固定報酬のみとし、報酬の額を決定しております。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1987年6月26日であり、同日開催の第52回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。なお、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

3-6. 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

＜役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定方法＞

当社は2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

＜当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が方針に沿うものであると判断した理由＞

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役、社外監査役が過半数を占める指名・報酬委員会において厳正に審議されております。また指名・報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務めております。取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する指名・報酬委員会の答申が、当社規程に沿って適切に審議されたものと考えているため、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決議を行っており、方針に沿うものであると判断しております。

＜役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等（この報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みます。）は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、一部に株主利益と連動した報酬を組み合わせることとし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬、業績に連動する賞与及び譲渡制限の付された当社株式（以下、「譲渡制限付株式」という）による報酬より構成するものとします。なお、取締役に対する監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとします。

また、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の委員は3名以上の取締役及び監査役とします。同委員会は委員の過半数を社外役員で構成し、委員長を独立社外取締役としております。

2. 基本報酬（金銭による固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績や従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、営業利益及び経常利益を主要な業績指標として経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。また、業績連動報酬等は現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給します。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、毎年130,000株を上限とする株式報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて配分し、毎年一定の時期に交付するものとします。ただし、原則として任期満了による退任の時まで譲渡制限を付すものとし、取締役が解任される等、あらかじめ定める事由により退任する場合は、その取締役に割り当てられた譲渡制限付株式報酬を会社が無償で取得できるものとします。

5. 基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等のそれぞれの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬等の割合は、基本報酬が7割程度、業績連動報酬等（賞与）が2割程度、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）が1割程度を目安とし、指名・報酬委員会で審議のうえ決定します。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会から指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たうえで、答申の内容に従って決定するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

3-7. 各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	20,181	流動負債	11,434
現金及び預金	2,558	支払手形及び買掛金	7,480
受取手形	69	短期借入金	2,400
売掛金	9,606	1年内返済予定の長期借入金	250
商品及び製品	6,365	未払金	434
前渡金	1,398	未払法人税等	208
その他	199	賞与引当金	212
貸倒引当金	△16	その他	448
固定資産	8,190	固定負債	4,093
有形固定資産	2,939	社債	800
建物及び構築物	835	長期借入金	600
機械装置及び運搬具	93	繰延税金負債	834
器具及び備品	258	再評価に係る繰延税金負債	283
土地	1,723	役員退職慰勞引当金	97
リース資産	29	退職給付に係る負債	1,009
無形固定資産	61	その他	468
ソフトウェア	36	負 債 合 計	15,528
電話加入権	9	(純 資 産 の 部)	
その他	14	株主資本	9,817
投資その他の資産	5,188	資本金	100
投資有価証券	4,875	資本剰余金	2,763
長期貸付金	80	利益剰余金	6,992
破産更生債権等	75	自己株式	△38
固定化営業債権	750	その他の包括利益累計額	3,025
繰延税金資産	13	その他有価証券評価差額金	2,582
その他	152	繰延ヘッジ損益	△33
貸倒引当金	△758	土地再評価差額金	185
		退職給付に係る調整累計額	289
資 産 合 計	28,371	純 資 産 合 計	12,842
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,371

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		105,770
売上原価		98,642
売上総利益		7,127
販売費及び一般管理費		6,227
営業利益		899
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	128	
受取賃貸料	180	
貸倒引当金戻入額	1	
その他	14	338
営業外費用		
支払利息	54	
賃貸費用	106	
その他	23	184
経常利益		1,054
特別損失		
減損損失	3	3
税金等調整前当期純利益		1,050
法人税、住民税及び事業税	256	
法人税等調整額	64	320
当期純利益		730
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		730

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月16日

株式会社大水
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山直孝指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林謙一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大水の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社 大	水	監査役会
常勤 監査役(社外監査役)	齋 藤	守 ⑩
監 査 役(社外監査役)	百 々	季 仁 ⑩
監 査 役(社外監査役)	田 中	豊 ⑩

以 上

第91回 定時株主総会 会場ご案内図

場所

大阪市福島区野田二丁目13番9号
大水野田ビル3階 当社会議室



最寄駅のご案内



電車

地下鉄 千日前線
「玉川」駅下車

⑥番出口 徒歩約10分

JR 大阪環状線「野田」駅下車
徒歩約10分

お願い

- お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

